

医薬品の製造販売後調査に係る経費算定基準表

2021年5月13日
地方独立行政法人 市立秋田総合病院

当院における医薬品の製造販売後調査の実施に関し、同契約書中に定める各経費について、その算定基準を下表の通りとする。

項 目	算 定 基 準 額
(1) 調 査 経 費	依頼者との協議により定める額（1症例又は1調査票あたり）× 実施症例数
(2) 旅 費	実費分
(3) 管 理 費	(1) × 10/100
(4) 建物使用料等	{(1) + (3)} × 30/100
(5) その他の経費	実費分